

# 『平家物語』における〈法然〉の位置づけ

源 健一郎

はじめに

『平家物語』研究史における法然義論争について振り返った前稿<sup>①</sup>において、『平家物語』と仏教の関係性についての従来の把握が、石母田史学や浄土教中心史観に依存しがちであったことを指摘した。法然義論争において焦点となったのは、法然による重衡の受戒記事である。本稿においては、受戒記事に重衡最期の記事も加えて考察の対象とし、近年の仏教史研究を参照しながら、改めて〈法然<sup>②</sup>〉の位置づけについて考えを巡らせてみたい。

## 一 重衡受戒記事の〈法然〉

重衡受戒記事について渡辺貞磨は、a 称名念仏勧進、b 授戒、c 浄土の観想を説く、という三要素に着目し、『平家物語』諸本を五

分類した<sup>③</sup>。そのうち、a・bの要素を持つ第三類について、「源空（筆者注、法然）の思想的真実にもっとも近づいたもの」と評価し、そこに「源空を悪人・凡夫の側に立つ救済者として描こうとする意図」を読み取った。渡辺論文では、第三類として、分析対象となった諸本中最多の十二種を列挙するが、本稿では延慶本・長門本・覚一本・源平盛衰記の四本のみを対象とした。受戒記事のうち、法然による重衡への説法について、長文に渡るが次に掲出し、若干の考察を加えてみよう。法然伝諸伝中、第三類諸本との関係が指摘されている九卷伝も併せて扱う<sup>④</sup>。

延慶本	長門本	覚一本	盛衰記	法然伝九卷伝
誠ニ受難キ人	誠にうけがた	誠に受難キ人	(誠ニ御一門ノ	難受人身をう
身ヲ受テ、空	キ人身をうけ	身を受ながら、	御栄花ハ(中	けながら、む
ク三途ニ還御	ながら、むな	むなしう三途	略)盛者必衰	なしう三途に
坐ム事ハ、悲	しく三途に帰	にかへり給は	ノ理、夢幻ノ	帰り給はんこ

『平家物語』における〈法然〉の位置づけ

テモ猶悲カルベシ。	おはしまさん事、かなしみてもなをあまりあり。	ん事、かなしんでも猶あまりあり。	如ク也。(中略)難受人身ノ生也、難値如来ノ教也。	とは、かなしみても猶餘あり。歎ても又つくべからず。	十悪五逆モ廻向スレバ往生ス。十悪五逆罪滅往生ト釈スルガ故ニ、	ふべからず。十悪五逆もえかうすれば往生す。功德すぐればのぞみをたち給ふべからず。	十悪五逆廻向すれば往生をとぐ。功德すくなければと望をたつべからず。	一念十念モ正業トナリ、	べからず。十悪五逆廻向すれば往生し、
然バ今、穢土ヲ厭ヒ、浄土ヲ傾シ、悪心ヲ翻シ、善心ヲ発シ給ハム事ハ、三世諸仏モ定テ随喜シ給ラム。	しかれば今、穢土を厭ひ、浄土を願ひ、悪心をすて、善心をおこし給ふ事は、三世の諸仏もさだめて随喜し給ふべし。	しかるをいま、穢土をいとひ浄土をねがはんに、悪心をすてて善心を発しまさん事、三世の諸仏もさだめて随喜し給ふべし。	而今惡逆ヲ犯シテ惡心翻シテ善心ニ住シテ御座サバ、三世ノ諸仏爭テ隨喜シ給ハザラン。(中略)	然に穢土を厭、善心を生じ給はん事は、三世の諸仏も定めて随喜し給ふべし。	一念十念モ心ヲ致セバ正因トナル。(一)念彌陀仏即滅無量罪ト説ガ故)	一念十念のいたせば来迎す。	一念十念の心を致せば来迎す。	十悪五逆モ廻向スレバ往生ト見エタリ。	一念十念も心をいたせば来迎す。
出離之道区ナリト雖モ、末法濁乱ノ機ニハ、称名ヲ以テ勝レタリトス。	それ、出離のみちまぢなりといへども、末法濁乱の機には、称名をもてすぐれたりとす。	それについて、出離のみちまぢなりといへども、末法濁乱の機には、称名をもてすぐれたりとす。	(抑浄土十方二構、諸仏三世ニ出給へ共、(中略)彌陀ノ本願、念仏ノ一行バカリコソ貴侍レ)。	共にとりて、出離の道まぢまぢなりといへども、末法濁乱の機には、称名をもて勝たりとす。	念々称名常懺悔ト述テ念々ニ御名ヲ唱レバ懺悔スル也ト教タリ。	懺悔するなりとをしへ給へり。	念々称名常懺悔とのべて念々に弥陀を唱ふれば懺悔する也とおしへたり。	念々称名常懺悔ト宣テ、念々ゴトニ御名称スレバ、無始ノ罪障悉ク懺悔セラレ、	(經には四重五逆諸衆生、一聞名号必引接と説き、釈には忽逢往生善知識、急勸専称彼仏名と判ぜり。(中略)
土ヲ九品ニ分テ、行ヲ六字ニ縮テ、	心ざしを九品にわけ、愚痴闇鈍のものも唱ふるにたよればすなはち、罪ふかければとて卑下し給	心ざしを九品にわかし、行を六字につづめて、いかなる愚痴闇鈍のものも唱ふるに便りあり。	土ヲ九品ニ分テ、破戒闍提ノ嫌之事ナク、行ヲ六字ニツツメテ、愚痴暗鈍モ唱ル、二便アリ。	(罪業深重の輩も愚痴闇鈍の族も、唱ればむなしからざるは弥陀の本願也)。	利劍即是弥陀号、ト特メバ魔縁チカフカズ。	利劍即是弥陀号、をたのめば魔縁ちかづ。	利劍即是弥陀号、をたのめば魔縁ちかづ。	利劍即是弥陀号、をたのめば魔縁ちかづ。	利劍即是弥陀号、をたのめば魔縁ちかづ。

罪皆除コルト見ヘタリ。	罪みなのぞかりと見えたり。	罪みなのぞけりと見えたり。	一声モ弥陀ヲ唱レバ、過現ノ罪皆ノゾカル。	業のこりなし。
浄土宗ノ至要、存略ルニ、大略是ヲ肝心トス。	浄土宗の至極、大略を存じて存じて大略を肝心とす。	浄土宗の至極、おのゝ略を存じて大略を肝心とす。	(故ニ南無阿彌陀仏ト申一ノ間ニ、中ク八十億劫之生死ノ罪ヲ滅ス。憑テモ憑得否は信心の有無によるべし。ただふかく信じてゆめめく疑をなし給ふべからず。	(罪障を消滅して極楽往生をとげんこと、他力本願にしくはなし。御榮果むかしも今もためしなき御身也。
但往生ノ得不得ハ信心之有無ニ依ル。只深く信ジテ、努々疑ヲ生シ給ベカラズ。	得不得は、信心の有無によるべし。ただふかく信じてゆめめく疑をなし給ふべからず。	得否は信心の有無によるべし。ただふかく信じてゆめめく疑をなし給ふべからず。	キハ此弥陀ノ名号也)	(中略) 弥陀の本願をたのみましまさば、御往生疑有べからず。これ全く源空の私の詞にあらず。弥陀因位の悲願、或は積尊成道の時、説をき給へる疑教也。一念も疑心なく、一心に称名をたしなみ給ふべき。
若深ク此教ヘヲ信ジテ、行住坐臥、時所諸縁ヲ簡ハズ、三業四儀ニヲイテ心念口称ヲ忘ズシテ、命終ヲ期トシテ、此苦域ノ界ヲ出テ、彼ノ不退ノ土ニ往生シ給ハム事、何ノ疑カ有ム。	若このおしへをふかく信じて、行住坐臥、時所諸縁をきらはず、三業四威儀において心念口称をわすれずして、畢命を期として、此苦域の界をいで、彼不退の土に往生し給はん事、何の疑かあらんや。	若このおしへをふかく信じて、行住坐臥、時所諸縁をきらはず、三業四威儀において心念口称をわすれずして、畢命を期として、この苦域の界をいで、彼不退のし給はん事、何の疑かあらんや。	行住坐臥ヲ嫌ハネバ、四儀ノ称念三煩ナク、時所諸縁ヲ論ゼンバ、(散乱ノ衆生ニ抛アリ。下品下生ノ五逆ノ人ト称シテ已ニ遂往生。(中略) 是ヲ他力ノ本願ト一乗ノ教ト云。	

『平家物語』における(法然)の位置づけ

先行研究で問題とされてきた四つの偈頌には破線を付し、各テクニストの独自部分は丸括弧で括弧しておいた。盛衰記・九巻伝には異文が目立つが、総じて同文的関係の強いことが看取されるだろう。<sup>⑤</sup>

『平家物語』諸本のこのような類同性には、櫻井陽子が頼朝挙兵譚の諸本異同の分析を通じて立てた見通しを適用してよいだろう。すなわち、各諸本は共通する「読み本系祖本」に拠つたものと考えられるのである。現存諸本はいずれも一三世紀前半の本文をそのまま伝えてはならず、その祖型の成立は承久の乱以降であるという指摘<sup>⑦</sup>を前提とすれば、「読み本系祖本」には法然在世時の思想が直接反映したとは考えられない。延慶本には、延慶二・三年(一三〇九・一〇)の本奥書、応永二六・二七年(一四一九・二〇)の書写奥書が、覚一本には応安四年(一三七二)の奥書が存在する。受戒記事の位相を探るには、一三世紀後半から一五世紀初頭における宗教史的背景を念頭に置く必要があるだろう。当該期間中、『平家物語』的世界において、第三類の記事内容が維持され、しかも最も広く受容されたことには、それ相應の宗教史的意味合いがあつたものと考えられるからである。

先行研究における受戒記事に対する評価は二つに分かれている。第一の評価は、盛衰記を除く諸本に本願(阿弥陀仏の第十八願)について説かれなから、法然の説法に「法然義」はほとんど反

映しておらず、平安浄土教的立場が中心であると捉える見方である。<sup>⑧</sup> 例えば、渡辺貞麿は、四つの偈頌が中国浄土教の祖、善導の述作からの引用であることを指摘し、その態度は偏依善導を貫いた法然の思想に通じるものの、善導を重視することは、平安浄土教の祖師、永観や珍海においてすでに現れていたと説いた。<sup>⑨</sup> 一方、諸本に称名念仏のみならず授戒や観想念仏までもが説かれることを、法然滅後の浄土宗諸門流の多様な思想的展開の範疇に含まれるものと理解し、法然の説法には広い意味での「法然義」が反映していると捉える立場がある。これが第二の評価である。「専称名号至西方」以外の三つの偈頌の典拠である『般舟讚』が証空によって「發見」されたことから、証空を祖とする西山義の影響が指摘され、また授戒の実践等には鎮西義等の影響が想定された。

「何をもつて法然義とするか」<sup>⑩</sup> という問題が決着しないまま、法然義論争は終わってしまったのだが、筆者としては、二つの評価はともに重要な観点を提示していると考えている。これらを念頭に置きつつ論を進めたい。

二 重衡最期記事の〈法然〉

法然による重衡への授戒・説法の効果は、重衡の最期のあり方によって確かめられよう。<sup>⑪</sup>

延慶本

覚一本

盛衰記

「達多ガ五逆罪、還テ天王如来ノ記別ニ預ル。是則仏ノ御誓ノ空カラザル故也。」

「つたへきく、調達が三逆をつくり、八万蔵の聖教をほろぼしたりしも、遂には天皇如来の記別にあづかり、かへつて得道の因ともなる。(中略)

「提婆達多ハ三逆罪人也。無間ノ炎ノ底ニシテ、成仏ノ記別ニ預ル。下品下生ハ五逆ノ業人也。苦痛ノ床ニシテ、往生ノ素懐ヲ迷タリ。皆是弥陀平等ノ大悲ニ答、法華一実ノ効驗ニ依ル。」

然バ重衡ガ年来ノ逆罪ヲ翻テ必ス安養ノ浄土ヘ引導シ賜ヘ。弥陀如来ニ四十八ノ願マシマス。第十八ノ願ニハ欲生我國ト乃至十念若不生者不取正覺と誓アリ。重衡ガ只今ノ十念ヲ以テ、本誓誤セ給ハズ。早引接シ給ヘ」

「即是順、此文肝に銘ず。一念弥陀仏、即滅無量罪。願くは逆縁をもつて順縁とし、

重衡逆縁重ク萌ト云ドモ、弥陀如来ニ一念十念モ来迎セント云願御坐。極樂世界ニ上品下品ニ往生スト云文アリ。重衡彼下品器ニ当レリ。本願ニ無誤、大悲ニ実有ラバ、最後ノ十念ヲ以テ、淨利ノ下品ニ迎取給ヘ」

トテ、十念高声ニ唱給ケル、其御声ノ未終サルニ、御頭ハ前ニ落ニケリ。」

とて、高声に十念唱えつ、頸をのべてぞきらせられける。

ト詢ツ、西ニ向合掌、念仏百返バカリ高声ニ唱給ケレバ、頸ハ前ニ落ニケル。」

延慶本については、無量寿経の説く本願(第十八願)を引いて弥陀に救済を願い、十念に励む重衡の姿が注目される。受戒記事における法然の説法では本願に触れられなかったが、最期において重衡

が本願に随順することで、法然の説法の目的は一定程度成就したことになる。長門本は延慶本と大略同文で、第十八願引用部には「第十八の願に：」との異文を載せ、やはり本願随順の様を描く。

「第十八の願に：」との異文を載せ、やはり本願随順の様を描く。最期記事を視野に入れることで、いずれも法然義の価値観に沿うものとも理解できるのである。ただし、であればこそ、受戒記事における法然が本願を説かないことは不自然だとの見方もあろうし、受戒記事で天台本覚論的色彩の強い「一念弥陀仏」偈（波線部）を延慶本が引くことの違和感がむしろ際立つように思われる。

覚一本については、調達（提婆達多）救済譚以降、重衡による最後の十念まで、延慶本の本文とは異同が大きく、本願（第十八願）の引用も見られない。独自本文のうち、「唯円教意、逆即是順」<sup>14</sup>とあることには留意しておきたい。この偈頌は唐湛然『法華文句記』に拠るもので、天台檀那流の智海法印（永心法橋とも）が清水坂で、この偈頌を誦す癩人と出会ったという説話も流布していた。<sup>15</sup>「円教」とは、釈尊の教説のうち究極的な完全な教えを指し、天台智顛は、円教だけを説く唯一の經典として『法華経』を位置づけた。法華経の教えとして「逆即是順」と説く天台本覚論的立場が鮮明なのである。延慶本では法然の説法に引かれていた「一念弥陀仏」偈が、覚一本ではこの最期記事に引かれてもいる。覚一本は授戒記事に本願を説かず、最期記事でも触れていない。むしろ天台浄土教的な志向

をより強めて、重衡の最期を語り収めたものと考えられる。

盛衰記については、提婆達多救済譚の前に「法然房ノ教訓シ給ヒシ言ヲ信ジ如来大悲ノ誓願ヲ深く憑テ宣ケルハ」とあるように、法然の説法との本願を介しての接続がより明確である。また、提婆達多救済譚の後、延慶本のような「第十八願」の引用は見られないが、その代わりに観無量寿経による下品下生への五逆往生に対する期待が語られ、滅罪のための懺悔、本願への随順、最後の十念の覚悟といった重衡の姿が描かれる。このような最期記事を併せ見ると、授戒記事を分析した渡辺貞磨が「源空の思想の独自性」を評価し、当該記事の生成に「源空の門流のいずれかと密接なつながり」を想定し、<sup>16</sup>ひいては盛衰記自体の成立に「覚如を中心とする真宗教団が関わった」と論じたことが想起される。確かに盛衰記は、他の諸本よりも明確に、法然の思想的立場を押し出しているように見受けられよう。

しかしながら、一連の叙述のなかに、「皆是弥陀平等ノ大悲ニ答へ、法華一実ノ効驗ニ依ル」とあることには注意すべきである。弥陀の本願と法華経の効験が等価値のものとして併置されているのである。法華経と念仏の併修は、本来的には、源信『往生要集』以来の天台浄土教の伝統<sup>18</sup>であった。中世においては、高野山真言宗における密浄融合思想の進展を背景に、法華経説誦を強調しつつ、善導

の教えを挙げて「十念」の重要性が繰り返して説かれた（『孝養集』中巻<sup>⑨</sup>）。一方、浄土宗諸門流において、法華念仏一乘説が説かれたこともあった。本願寺寛如長子、存覚（一一九〇～一三七三）を例に挙げよう<sup>⑩</sup>。日蓮の念仏批判に対して、存覚は法華経を難行としつつも、それと同時に念仏と法華経が同体異名の一法であることを積極的に主張し、念仏と法華経の関係付けを試みた。ただし、同体とはいっても、その主張は結局、念仏に帰するものであった。いわゆる与奪論法（他の教義をいったん承認した上で、それを超える自宗の教義を打ちだし、他の教義の本質的意義を奪いとること）である。存覚において法華経に対する念仏の優位が揺らぐことはない。「法華一実ノ効験」という僅かな表現ではあるが、これを「弥陀平等ノ大悲」を配置することは、浄土宗諸門流の立場からはありえないことを確認しておきたい。

なお、盛衰記の性格について、別の面からも考えておきたい。渡辺が盛衰記と「源空の門流」との「密接なつながり」を想定した背景には、他にも法然伝と共通する記事が存在することがある。その一つが、甘糟太郎念仏往生譚（巻第九「堂衆軍」）である。

武藏国住人、甘糟太郎は、比叡山堂衆との合戦のために官軍に加わったが、その道中、「後生菩提ノ事、御言承バヤ」と法然の大谷の庵室に立ち寄る。法然は「末代罪惡ノ衆生ノ為ニハ唯念仏ノ一行

ヲ得タリ」と語り、戰場において命を失うことがあっても「十念成就セバ往生不可疑」と甘糟に説いた。その翌日、法然は、比叡山に紫雲がたなびくのを見て、討ち死にした甘糟の往生を悟ったという内容である。法然の説法において、本願には触れられず、渡辺自身、「源空として源空たらしめる思想的真髓が欠落している」と評してもいる。当話は法然伝（九卷伝・十卷伝・四十八卷伝）にも取り上げられており、渡辺に詳細な検討があるが、法然の説法を九卷伝で示せば「弥陀の本願は専ら罪人の為なれば、罪人は罪人ながら名号を唱て往生す、是本願の不思議也」「念仏して終らば、本願に答て来迎に預り往生を遂ん事、ゆめく疑ふべからず」とある。このように（法然）の説法こそ、浄土宗諸門流にあるべきかたちであろう。また、『平家物語』・法然伝諸本に見えない盛衰記独自記事として、法然による維盛の受戒記事がある（第三十九「同人於粉河寺謁法然坊」）。屋島を出て高野山へ参詣する途次、粉河寺に参詣した維盛は、法然が居合わせていると聞いて対面を申し出る。二人は旧知とされ、維盛は法然に金泥小字の法華経を形見として手渡し、「戒ヲ持、暇申バヤ」と申し出る。法然は「御急ト承レバ可奉戒授」と「円頓無作ノ大戒、梵網ノ十重禁」を授け、「是則薄地底下ノ凡夫ノ、一毫ノ善ナキ者ノ、出離ノ期ナキ輩、修行覚道ニ不入ドモ、速ニ仏果ヲ成スル計ト、此戒ニ如クハナシ」などと戒の効験を説く。念仏につ

いては、「其後、念仏ノ法門、弥陀ノ本願コマトト説給」とあるのみである。本願には言及するものの、念仏に関する説法は極めて簡略である。粉河寺において〈法然〉は、戒師（善知識）として維盛と対面したのであった。

渡辺は、盛衰記の法然関係記事が、法然伝諸本と書承関係にあることを想定しており、この点も盛衰記が浄土宗門下で成立したとの推測に繋がったものと思われる。しかしながら、現存の盛衰記そのものと九卷伝・『拾遺古徳伝』との直接的依拠関係については、その後の検証を通して否定されている<sup>22</sup>。

重衡受戒記事と重衡最期記事において、盛衰記が〈法然〉を、より法然らしく扱っていることは事実だが、それは法然を敬慕する浄土宗圈との特別な関係を意味するものではなからう。他記事の〈法然〉には法然の思想的特質が現れているとは言いが難く、法然伝諸本との書承関係を特定することも難しい。盛衰記にたびたび登場する〈法然〉については、浄土宗圈での成立に結びつけるのではなく、また別の意図を考えてみる必要があるだろう。それは、延慶本や覚一本等『平家物語』諸本に共通する課題でもある。

### 三 戒師〈法然〉と浄土宗諸門流における諸宗兼学

重衡受戒記事における受戒場面そのものは、各諸本とも簡略（南

『平家物語』における〈法然〉の位置づけ

都異本を除く）であり、延慶本「此次二戒ヲ持バヤト存候ガ出家仕ラズシテハ叶候ハジヤト宣ケレバ、出家セヌ人モ戒ヲ持事常ノ事ナリトテ頂ニ髮剃ヲ充テ、剃ルマネヲシテ、十戒ヲ授奉テ」とか、盛衰記「其後上人剃刀ヲトリ、三位中將ノ頂ニ三度宛給。初二ハ三帰戒ヲ授、後ニ八十重禁ヲ説給」といった記述で済まされる。しかし、その一方で、法然にとつて本来的であるはずの称名念仏勧進の要素を欠くテキストはあるが、授戒を欠くものはない。覚一本が重衡受戒記事を「戒文」と称するように、章段名で「戒」に触れる諸本も多い。前節で触れた盛衰記における維盛受戒記事のように、戒師〈法然〉の姿が肥大化する事例もあり、『平家物語』諸本における〈法然〉には、総じて戒師としての姿が印象づけられている。

すでに指摘があるように、戒師〈法然〉は生前の法然の行状を反映したものである。法然は悪人の自覚を持ちながら持戒不犯の清僧を貫き、民衆にも身体的善行として、分に応じた持戒を勧めた。持戒を非本願の雑行と説きつつも、身体的善行・地上的倫理としての持戒を勧めていたのである。法然の勧めた持戒を継承し、教理的に位置づけたのが、西山義の祖、証空であった。証空は、戒の真髄は念仏により開顯され、念仏信仰のなかにこそ自然に止悪・利生の円頓戒の戒行が実修できると説き、戒即念仏、念仏即戒であるという戒念一味の思想に至った。これを法然の思想からの後退、天台化に

よる妥協とする見方があるが、「諸行に念仏信仰の精髓を附加」することで念仏信仰を深化させたとの評価もあることに留意しておきたい。<sup>24</sup> というのも、近年、西山義三鈔寺流に対して、中国宋代仏教を受容した先鋭の立場にあったとの指摘があるからである。

鎌倉期には宋代の仏教観である「禪教律」の影響を受け、禪と律を一括してとらえる「禪律」の枠組みが、顕密仏教を主とする「教」とは別個に認識されるようになった。大塚紀弘は、当時の浄土宗も「禪律」の枠組みに包摂される傾向があり、禪宗・律宗と並んで「禪律仏教」として把握すべきと提唱している。<sup>25</sup> なかでも西山義三鈔寺流は教院の再興を掲げて僧侶集団を形成し、京都での浄土宗勢力の中心となった。証空が慈円から譲られた西山往生院が拠点となり、鎌倉末期にはその法流を継承した示導房康空、実導房仁空師弟を中心に教院興行が図られた。南北朝期には三鈔寺という寺名を称し、天台宗、真言宗（台密）、菩薩戒、浄土宗の四宗兼学を旨とした。<sup>26</sup> 康空（二八六―三四六）は円頓戒を相承しており、仁空（一三〇九―一三八八）もまた、大原来迎院在任中に康空から円頓戒を相承している。

一方で仁空は、天台惠檀兩流を相承し、台密法曼流にも名を列ねており、その学識を活かして多くの著作・筆録書を遺している。浄土宗僧の立場からは、証空の伝記である『西山上人縁起』、善導撰

『観経疏』の注釈書である『弘深抄』等があり、『観経疏』を講述した筆録書『観経疏弘深抄』は、天台教学に立脚した解釈と、幅広い経論依用の立場から証空の浄土念仏を継承したものと評されている。<sup>27</sup> 一方、天台系の筆録書としては『菩薩戒義記問書』がある。天台智顛説『菩薩戒義記』を講述、注釈したもので、叡山の兼学形態によりながら、証空が法然から承けた浄土念仏をその柱にすえた独自の立場を反映させたものとされる。<sup>28</sup> 他にも台密法曼流の事相、灌頂行法、諸尊法などについて詳説した『十八道胎金立印鈔』『胎記立印鈔』『金記立印鈔』『伝法要決鈔』『息心立印鈔』などが伝わる。<sup>29</sup>

また、十三世紀半ば頃から東国に伝道し、後世の鎮西義発展の基礎を築いたのが良忠であった。良忠が関東より入洛した建治二年（一二七六）以降、相模の白旗派、下総の藤田派、鎌倉の名越派などの関東鎮西義教団が京都に進出し、鎮西義が法然の正統として隆盛することとなった。<sup>30</sup> 諸行往生を認めた鎮西義では、浄土宗と円頓戒を付法・相承していた。南北朝期には諸宗兼学を旨とする白旗派から聖阿が出て、自らの相承を円頓戒の正統として誇示しつつ、浄土宗義を整備・体系化することに尽力した。聖阿は諸宗の教義や世に流布する思想・信仰を学び、浄土宗をそれらの中心として位置づけるために神道関係を含む多くの著作を残し、江戸期に至るまでの浄土宗義の基礎を築いた。<sup>31</sup>

鎮西義との関係上、京都における動向として注目すべきは泉涌寺である。北京律の祖、俊苳(一一六六―一二二七)は南宋からの帰朝後、古寺を再興して泉涌寺を開き、請来した天台宗、律宗、宋代浄土教を弘通した。浄土宗諸行本願義の長西や『明義進行集』で無観称名を説いた敬西房信瑞は俊苳に参学しており、泉涌寺僧が鎮西義を修学していたことも確認される。北京律の拠点、泉涌寺は、戒律を重視する律宗寺院でありつつ、中国から浄土教の伝統的教學を相伝する寺院として、当時の浄土宗僧にとっては「一目置かれる存在」であったのである。<sup>33</sup> 南北朝期には泉涌寺流の律僧、見連房如導(一二八四―一三五七)が活躍した。如導は鎮西義の拠点、知恩院で剃髮し、泉涌寺系の安養寺で沙弥戒、泉涌寺で比丘戒を受けた後、放光明院(仁和寺西谷)住持の良智(鎮西義一条派)に参じて修学した。泉涌寺伝来の南山律と中国浄土教を相承し、法然ゆかりの円頓戒を受けた如導は、「浄土教の正統伝持者」として尊崇を受け、生涯に十余の寺院に住み、十五の寺院を創建・復興し、数十の尼寺を建立した。その後、如導を師と仰ぐ門弟(見蓮上人門徒)は泉涌寺末の長福寺を本寺として僧侶集団を形成し、法然門下の正統を主張する鎮西義一条派と軌を一にして台頭した。末寺として三十五院を室町幕府から安堵されるなどの隆盛を誇り、見蓮上人門徒は、如導の跡を追って具足戒及び黒谷相承の円頓戒を受け、阿弥陀仏の西

『平家物語』における(法然)の位置づけ

方極楽浄土への往生を願って密教灌頂を受け、禪をも修していた。<sup>34</sup>

鎌倉中期以降、浄土宗諸門流が戒律を重視したことについて、顕密仏教論的立場(後述)から「破戒を指標とする異端認定を免れる意図」<sup>35</sup>といった消極的評価がなされてきたが、西山義三鈔寺流や鎮西義と深く関わった泉涌寺見蓮上人門徒の動向を見ると、顕密仏教に対抗する自律的な志向として再評価すべきであり、この点は次節で改めて取り上げたい。当節では、『平家物語』諸本に戒師(法然)の姿が維持された背景に、中世期における上記のような浄土宗諸門流の動向があつたことを確認しておきたい。これは、第一節で取り上げた重衡受戒記事に対する第二の評価に対する再確認でもある。また、中世の浄土宗諸門流が、専修念仏を標榜しつつ、その意義を諸宗兼学の体系のなかに積極的に位置づけようとしたことも重要であろう。重衡受戒記事に『般舟讚』が引かれることを西山義の影響と見なす説もあつたが、<sup>36</sup> 諸宗兼学の実践においては宗派を越えて人も書物も往来するのが常である。例えば真言宗御室派の古刹、天野山金剛寺では、大正時代に『明義進行集』が見出されて以来、異本『般舟讚』や一遍の踊念仏和讃等、浄土宗関係稀観本の所蔵が相次いで報告されている。<sup>37</sup> 戒師としての姿が鮮明な(法然)については、浄土宗圏の外側から、法然にそぐわしい文献資料を活用しながら物語内に描いてみせることも可能ではあつただろう。これは、重

衡受戒記事に対する第一の評価に通じる見方でもある。

ここで一つ、改めて考えておきたいことがある。第一・第二の両評価には、その前提として、『平家物語』に法然は「宗教的英雄」として現れており、『平家物語』作者は法然に対して「強い崇敬の念を抱いていた」といった把握や、『平家物語』には「明らかに法然上人に対する礼讃があり、「浄土宗の至極」を特別に宣揚している」といった認識が共通している。果たしてそれは、妥当なのだろうか。そもそも『平家物語』は、本当に法然を称揚し讃仰しているだろうか。次節では顕密体制論的視座から、この点について考えてみたい。

#### 四 顕密体制論的視座からの検討

まず、黒田俊雄によって提唱された顕密仏教・顕密体制という概念<sup>④</sup>について確認しておこう。近年における総括的な把握を、大塚紀弘のまとめによって以下に示す<sup>④</sup>。

「顕密」とは、顕教と密教により仏教の教学全体を総括した呼称で（中略）南都六宗に平安時代に伝来した天台宗、真言宗を加えた八宗のうち、真言宗が密教に当たり、真言宗以外の七宗は顕教ということになる。そして、顕教と密教⇔真言宗（東密・台密）の兼学を理想とすることで、宗相互の優劣を度外視

することで、「顕密」八宗の共存共栄を掲げるイデオロギー的な仏教秩序が平安時代後期までに成立した。これにより、「顕密」八宗を修学する諸勢力は（中略）興福寺、延暦寺、園城寺といった、それぞれ競合する中央の有力寺院を頂点としながら、王法仏法相依論の下でゆるやかな宗教的結合を遂げたのである。（中略）この仏教観は、内部に対しては融和の論理として機能する一方、外部（筆者注、禅宗・浄土宗）に対しては排除の論理ともなったのである。

また、黒田が「顕密仏教と国家権力の癒着の独特の体制」と定義した顕密体制<sup>④</sup>について、大塚は、顕教の「四箇大寺」（東大寺・興福寺・延暦寺・園城寺）および密教の「三門真言」（東寺・延暦寺・園城寺）に代表される中央の有力寺院と国家の一体的な関係を示す概念として再定義している<sup>④</sup>。

顕密仏教論によって、中世仏教の中心として見なされてきた「鎌倉新仏教」のうち、禅宗は律宗とともに顕密仏教改革派として、法然・親鸞や日蓮、道元は顕密仏教の埒外にある異端派として位置づけ直された。特に異端派の中世社会への思想的影響力は「驚くほど微弱」であったと指摘され<sup>④</sup>、従来の新仏教中心史観<sup>④</sup>は大幅な見直しを余儀された<sup>④</sup>。

一方、大塚は、禅宗・律宗・浄土宗の位置づけについて、「禅律

「仏教」という新たな観点からの把握を提唱した(前述)。入宋僧によつて南宋の「禪教律」観が日本に移入されることで、鎌倉期には、「顕密」八宗に禪宗・浄土宗を加えた十宗が「禪教律」三門に包摂されるとする「禪教律」十宗観が成立したとするのである。「禪教律」観とは、持戒・禪定・智恵の「戒定恵」三学を修することを前提に、そのいずれかに重点を置く禅僧・禅院(禪定)、律僧・律院(持戒)、教僧・教院(智恵)の三つに僧侶・寺院を分けて把握するものである。禅門には禅宗、律門には律宗、教門には、顕教・密教に加え、浄土宗が含まれていたと説いている。顕密仏教論においては、法然以降の浄土宗各門流は顕密仏教に妥協し、法然独自の思想から後退したと評されてきたのだが、この観点を導入することで、鎌倉中期以降の浄土宗の盛行についても、より自律的かつ積極的志向による動きとして再評価することが可能となった。前節における考察も、この成果を参考にしたものである。

上記の議論において注意しておくべきは、顕密仏教は、諸行往生を容認した上での専修念仏は容認していたという点である。法然浄土教を特徴付けると捉えられてきた弥陀の本願を前提とした悪人往生も、すでに天台浄土教において説かれていた。顕密仏教は法然浄土教を全否定するものではない。

『平家物語』における(法然)の位置づけ

しようとする顕密体制論的視座から、法然浄土教はどう位置づけられるのだろうか。平雅行は、天台浄土教において説かれていた悪人正機説は、「本来は自力得道すべきであるが、それを成しえぬ悪かな人々のため」のものであったと捉えた。念仏を説く浄土教は「民衆のための宗教」であると同時に「被救済者を宗教的無能力者とみなす、大衆蔑視を随伴した救済思想」であり、「顕密仏教的智者には真の仏法(顕密八宗)を、愚かな大衆には簡便化された方便(念仏)をあてがうという階層的宗教秩序」を構成するものであったと結論づけた<sup>④</sup>。天台浄土教にとって念仏の勧進は、民衆に「念仏という低劣な方便しか行ないえない宗教的無能力者であることを自覚せしめ、彼らを顕密仏教的智者に依存せしめる階層的宗教秩序を創出・再生産」するものであったのである。方便劣行として念仏を捉える顕密仏教的価値観は、当然のことながら、法然の説く選択本願念仏説に向けられることとなる。顕密仏教側から法然を批判した「興福寺奏状」を分析した佐藤弘夫は、顕密仏教は、「称名念仏などの「易行」を捧持する被支配民衆を自らの構想する重層的な宗教秩序の中に取り込み、その最下層に位置づける」ことを企図しており、「念仏しか実践できないような無知下賤の輩は宗教界でも下層にしか位置づけられないということから、専修念仏信奉者が当時の体制下において底辺の存在にあるという事実を、宗教的立場か

ら正当化しよう」としたと指摘している<sup>⑤</sup>。その上で顕密仏教は、法然浄土教に対して、「自らの奉ずる念仏が既成仏教から疎外された愚かな民衆を救うための方便劣行であるという立場に甘んじつつ、既存の宗教秩序の枠内で活動するよう強要」し、その結果、法然門下の弁長や長西は顕密仏教に対して妥協的態度を取っていったと論じた<sup>⑥</sup>。

顕密体制論における、このような法然浄土教（専修念仏）に対する把握は、『平家物語』における〈法然〉の位置づけを考える上で極めて示唆的である。大將軍として南都炎上という仏法破滅をもたらした重衡は、法然を前に「罪業ハ須弥ヨリモ高ク善業ハ微塵計モ蓄候ハズ」（延慶本第五末・五）と懺悔していた。出家すら許されない重衡は、今や「念仏という低劣な方便しか行ないえない宗教的無能力者」であり、究極の悪人なのである。このように愚かな重衡を、方便劣行たる念仏によって下品下生の浄土へと救済する役回りは、「顕密仏教的智者」には相応しいものではない。『平家物語』は、その役回りに恰好の宗教者として〈法然〉を呼び出したのではなかったか。顕密仏教的価値観が支配する物語のなかで、〈法然〉は、救われたい悪人、重衡の救済をいわば押し付けられたのである。それゆえに、物語のなかの〈法然〉は方便劣行たる念仏を勧めるばかりで、自らの本領であるはずの本願の教えを説くこともない。

「既存の宗教秩序の枠内で活動」することを強いられているのである<sup>⑦</sup>。中世における浄土宗諸門流が重視した戒は、顕密仏教と価値観を共有するものであったため、『平家物語』諸本においても、戒師〈法然〉の姿は前面に押し出された。一方で、〈法然〉の説法に散見された（混入した）天台浄土教的要素は、重衡受戒記事や重衡最期記事の源流やその後の継承が、法然浄土教ではなく顕密仏教の影響下にあったことの証左であろう。中世の浄土宗諸門流が旨とした諸宗兼学によって、法然浄土教に関係する情報や資料は顕密仏教側に共有されており、〈法然〉を一定程度、法然らしく描くことも難しくはなかったはずである。

このように考えることによって、第一節で示した第一、第二の評価の両者を整合的に理解することができよう。『平家物語』の〈法然〉は、顕密仏教的価値観のもと、悪人重衡に相応しい方便劣行たる念仏勧進の担い手として、物語内に位置づけられたのである。『平家物語』は、単純に〈法然〉を称賛し、讃仰しているわけではない。

おわりに

前稿において歴史社会学派の論説を検討した際、それらには〈史学待ち〉の欠点があったと指摘する論評を紹介した。本稿の結論も

顕密体制論的な歴史認識に拠る面が大きく、結局は同じ陥穽に嵌まっ  
てはいないかという危惧がある。そこで最後に、法然伝を瞥見し、  
卑見について別の側面から補足しておきたい。

『平家物語』諸本の重衡受戒記事と法然伝九卷伝に同文的関係が  
あることについては先学で指摘があり、本稿でも第一節において改  
めて確認した。ここでは、法然伝諸本における重衡受戒記事の受容  
がごく限定的であることについて考えておきたい。

法然上人伝全集には二十種の法然伝が収められているが、そのう  
ち重衡受戒記事を載せるのは九卷伝・十卷伝・四十八卷伝の三種の  
みである。法然伝の諸伝展開上、当記事を最初に載せるのは九卷伝  
であり、その直前に成立したとされる『拾遺古徳伝』を含め、九卷  
伝以前の諸伝に当記事は載らない。九卷伝の成立は残欠本序文によ  
り、法然没後百年、正和元年（一一三二）頃かと推測されている<sup>53</sup>。  
重衡受戒記事（第三類）は読み本系祖本に拠ったと考えられるので、  
時期的に九卷伝は『平家物語』の伝本の一つを元に記事を構成した  
可能性が高い。九卷伝の重衡受戒記事は、西山義系の十卷伝には同  
文的に継承され、九卷伝と同じ鎮西義系で、先行法然伝の集大成と  
される四十八卷伝には次のようにある（第三十）。

後生菩提の事を申あはせむために、其請ありければ、上人おは  
して対面し給て、戒などさづけ申されて、念仏のことくわしく

『平家物語』における（法然）の位置づけ

教導ありけり。このたび生ながらとられたりけるは、いま一度  
上人の見参に入べきゆへにて侍りけるとて、かぎりなくよろこ  
び申されけり。

法然による重衡への説法は、傍線部のみである。九卷伝は四十八卷  
伝の草稿的な性格とされ、その中の記事は四十八卷伝にそのまま  
取り入れられている場合が多い。にもかかわらず、重衡受戒記事に  
ついては大幅に叙述が削減されたことになる。こうした変容につい  
て山田昭全は、「資料的価値を下方修正した結果」と評しているが、  
どうして「下方修正」されねばならなかったのであろうか。しかも、  
法然伝諸本で重衡受戒記事を載せるのは四十八卷伝が最後であり、  
以降の法然伝諸伝には管見の限り、当記事は採用されていない。法  
然伝編纂の目的が、法然の事跡に対する顕彰にあることは論を俟た  
ない。重衡に授戒・説法したという法然の「事跡」が顕彰に値する  
ものであれば、四十八卷伝で縮小されることはなかっただろうし、  
他の法然伝諸伝にも継承されたはずである。にもかかわらず、当記  
事は法然伝諸伝から姿を消した。

このような「下方修正」は、両者の対面が史実ではなかったと  
いった理由によるものではなからう。いったん九卷伝・十卷伝に採  
用されたものの、四十八卷伝によって当記事は、祖師法然を顕彰す  
る「事跡」として相応しくないと判定されたのである。それは当記

事が、顕密仏教側の思惑によって創造された法然の「事跡」である  
と、四十八巻伝の編者、舜昌に認識されたゆえのことであろう。捨  
聖帰浄以前の舜昌は、顕密を修めて法華三昧を感得し、功德院に住  
して法印にまで叙せられた天台僧であった。その認識が以降の法然  
伝諸伝に継承された結果が、当記事の不採用であったと考える。

実は、重衡受戒記事を採用した九巻伝自体、重衡の救済について  
は疑念を持っていた。九巻伝・十巻伝・四十八巻伝には、重衡受戒  
記事の後に、大仏鑄造に差し出された重衡の遺品が他の銅と溶けあ  
わなかつたという伝承を載せ、救済され得なかつた重衡の末路を伝  
えるのである。<sup>⑤</sup> 黒谷相承の円頓戒を重視した中世の浄土宗諸門流に  
とっては、いかに祖師法然が本願念仏の教えを説こうとも、仏法破  
滅という究極の破戒を犯した悪人重衡は救われ難いという認識が  
あったものと思われる。それゆえに、重衡受戒記事と合わせて重衡  
遺品伝承が九巻伝には採用されたのだろうが、いつぼうでそれは、  
祖師法然の授戒・説法の効験を相対化しかねないものでもあった。  
仏法にとつて重衡救済とは、ことほどさように困難な課題であつた  
のである。

『平家物語』は、その困難な課題、重衡救済を〈法然〉に託した。  
そこには法然を顕彰する意図はなく、顕密仏教による方便劣行とし  
ての念仏観が反映しているのである。

## 〔註〕

- ① 拙稿『平家物語』法然義論争の前提（『同志社国文学』九五 二〇  
二一—二二）。法然義論争における論点についての最新の整理としては、  
『四部合載本平家物語全釈』巻十（和泉書院 二〇一二）、『延慶本平  
家物語全注釈』第五末（巻十）（汲古書院 二〇一六）参照。
- ② 本稿では『平家物語』に在世時の法然の思想が反映しているとは考  
えない。伝承上の、あるいは物語的な法然の存在を表すために（「法  
然」の表記を用いる。小林智昭「平家物語と仏教」（『文学』三三一九  
一九六四—九）参照。ゆえに、『平家物語』原作者論にも立ち入らない。  
③ 渡辺貞麿「善知識源空」（『平家物語の思想』法蔵館 一九八九 初出  
一九八四）
- ④ 各テキストの章段名等は以下の通り。延慶本第五末・五「重衡卿法然  
上人二相奉事」、長門本第十七「法然上人対面事」、覚一本巻第十「戒  
文」、盛衰記巻第三十九「同人請法然房」、法然伝九巻伝巻第二上  
⑤ 長門本の脱文については、小番達「戒文」記事をめぐる（『統・  
平家物語の成立』千葉大学社会科学文化科学研究科 一九九九）参照。  
⑥ 櫻井は、延慶本・長門本共通の本文や記事のある箇所については、両  
本が依拠した本文が存在したこと、また、盛衰記も同じ内容を持つ時  
には、盛衰記は延慶本・長門本と共通する読み本系の本文に拠っていると  
推測されるが、盛衰記は同じ内容であっても、表現にかなり独自の工夫  
を凝らし、改変を行っていること、覚一本は「読み本系祖本」に再構成  
を施しつつ立ち上がったとの指針を示している。同氏「平家物語の  
古態性をめぐる試論」（『平家物語』本文考』汲古書院 二〇一三 初  
出二〇〇六）参照。
- ⑦ 『延慶本全注釈』第五末（巻十）七七頁
- ⑧ 時枝誠記『平家物語』戒文の異文について」（『中世文学の世界』岩

- 波書店 一九六〇)、信太周「四部合戦状本平家物語について」(『軍記と語り物』一 一九六四―二)、山下宏明「平家物語の仏教史的考察」(『文学』三二―一 一九六四―二)等
- ⑨ 渡辺貞磨「戒文」における善知識源空」(前掲著書 初出一九六八)
- ⑩ 小林智昭前掲論文「瓜生等勝」(『平家物語 灌頂巻の仏教史的考察』(『国語と国文学』四三―五 一九六六―五)、福井康順「平家物語の仏教思想」(『軍記物とその周辺』早稲田大学出版部 一九六九)等
- ⑪ 山田昭全「軍記研究と仏教思想」(『軍記文学研究叢書』一『軍記文学とその周縁』汲古書院 二〇〇〇)。
- ⑫ 各テキストの章段名等は以下の通り。延慶本第六本卅六「重衡卿被切事」、覚一本巻第十一「重衡被斬」、盛衰記巻第四十五「重衡向南都被斬」別記文。盛衰記重衡最期記事の本文については、拙稿「源平盛衰記の重衡」(『軍記物語の窓』第二集 和泉書院 二〇〇二)、「堤婆」と(後戸) (『埴生野』二 二〇〇三―三) 参照。
- ⑬ 拙稿「一念弥陀仏」偈の受容層」(『中世文学と隣接諸学』4『中世の軍記物語と歴史叙述』竹林舎 二〇一〇) 参照。
- ⑭ 大系頭注に従い「唯縁樂意、逆即是順」から改めた。
- ⑮ 『発心集』巻四・三話、「宇治拾遺物語」巻四・十三話、「閑居友」巻上・七話、「古事談」巻三・八十一話、『撰集抄』巻五・八話等
- ⑯ 渡辺「称名念仏の思想」(前掲著書 初出一九六八)
- ⑰ 渡辺「盛衰記から法然伝へ」(前掲著書 初出一九八三)
- ⑱ 佐藤晋英「浄土教勃興の因由」(『叡山浄土教の研究』百華苑 一九七八)
- ⑲ 伊原照蓮「蓮敬僧正と孝養集」(『興教大師覚鑿研究』春秋社 一九九二) 参照。『孝養集』は応永二二年(一四一三)の写本があり、高野山や根来寺に伝わった。
- 『平家物語』における〈法然〉の位置づけ
- ⑳ 熊野恒陽「存覚の法華念仏の対判をめぐって」(『真宗研究』三九 一九五二) 参照。
- ㉑ 渡辺前掲註⑰論文
- ㉒ 渡辺前掲註⑱論文「流伝・展開の軌跡」(前掲著書 初出一九八五)では、九巻伝の本文を長門本と盛衰記の本文の取り合わせとして論じるが、盛衰記依拠については日下力「平家物語と仏教」(『仏教文学講座』第九巻 研究史と研究文献目録 勉誠社 一九九四)に、長門本依拠については小幡達前掲註⑤論文に否定的見解が示されている。また、渡辺「法然伝から盛衰記へ」(前掲著書 初出一九七七)では、盛衰記の『拾遺古徳伝』依拠を論じるが、拙稿「源平盛衰記と『東大寺縁起絵詞』」(『軍記物語の窓』第一集 和泉書院 一九九七)では直接的依拠関係は認められないと判断した。なお、山田昭全前掲註⑱論文には、九巻伝の延慶本からの引用を指摘するが、これについても慎重に考えるべきか。
- ㉓ 平雅行「法然の思想構造とその歴史的位置」(『日本中世の社会と宗教』塙書房 一九九二 初出一九七九)
- ㉔ 中西随功「證空と顯密二教」『證空浄土教の研究』(法蔵館 二〇〇九 初出一九八五)
- ㉕ 大塚紀弘「中国「禅律」仏教と「禅教律」十宗観」(『中世禅律仏教論』山川出版社 二〇〇九 初出二〇〇三)
- ㉖ 大塚紀弘「教院興行と三鉛寺流の成立」(前掲註⑳著書 二〇〇九)
- ㉗ 『正統天台宗全書目録解題』四四頁
- ㉘ 『正統天台宗全書目録解題』九九頁
- ㉙ 『正統天台宗全書目録解題』一一九―二四頁
- ㉚ 吉田清「弁阿房聖光」(『源空教団成立史の研究』名著出版 一九九二 初出一九七五)
- ㉛ 鈴木英之「中世学問と神道」(勉誠出版 二〇二二)

- ③② 大塚紀弘「鎌倉前期の入宋僧と南宋教院」(『前掲註②』著書 初出二〇〇六)
- ③③ 大谷由香「五辻山長福寺と「見蓮上人門徒」」(『中世後期泉涌寺の研究』法蔵館 二〇一七) 参照。以下の如導に対する評価についても同。
- ③④ 大谷由香「結論」(前掲著書)
- ③⑤ 平雅行「建永の法難について」(前掲註②著書 初出一九八五)
- ③⑥ 証空が「発見」した『般舟讚』(西山上人縁起)を西山義が重視したことは事実だが、「発見」したのは史実としては静遍であった。証空への仮託は、康空より始まる本山義の相承が、西山派の派祖証空以来の正統な法門であることを主張するための作為であった。伊藤正順「西山上人縁起」の撰述意図」(『佛教學研究』四九 一九九三—三) 参照。
- ③⑦ 落合俊典「一遍の新出法語と和讃をめぐって」(『中世文学と隣接諸学』2 『中世文学と寺院資料・聖教』竹林舎 二〇一〇) 参照。律宗寺院における浄土宗関係文献の所蔵例として著名なものに、称名寺金沢文庫における隆寛のテキスト群がある(昭和八年報告。佐藤哲英「隆寛と浄土教」(『叡山浄土教の研究』百華苑 一九七八) 参照。
- ③⑧ 渡辺前掲註②論文
- ③⑨ 渡辺前掲註⑨論文
- ④⑩ 福井康順「平家物語の仏教史的 성격」(『文学』二七—二 一九五九—一一)
- ④⑪ 「中世における顕密体制の展開」(黒田俊雄著作集第二巻『顕密体制論』一九九四 法蔵館 初出一九七五) 等
- ④⑫ 大塚紀弘「入宋僧による新仏教運動の歴史的意義」(『日本宗教史3 『宗教の融合と分離・衝突』吉川弘文館 二〇二〇)
- ④⑬ 黒田俊雄「建武政権の宗教政策」(『黒田俊雄著作集第七巻『変革期の思想と文化』一九九五 法蔵館 初出一九七五)
- ④⑭ 顕密体制論を援用しつつ『平家物語』の仏法関係記事を読み解き、その歴史認識を明らかにした成果として、牧野淳司による一連の論考がある。「延慶本『平家物語』と寺社の訴訟文書」(『中世文学』五一—二〇〇七)、「延慶本『平家物語』における歴史物語の構築」(『中世軍記の展望台』和泉書院 二〇〇六)、「東大寺と『平家物語』」(『軍記と語り物』四二—二〇〇六)、「延慶本『平家物語』「山門滅亡事」の表現」(『唱導文学研究』第四集 三弥井書店 二〇〇四) 等では、四箇大寺、(寺—天下) 同調史観、顕密仏教が喧伝したイデオロギーとしての末法・末代観等に着目して論じられている。
- ④⑮ 平雅行「新仏教と顕密体制論」(『鎌倉仏教と専修念仏』二〇一七 法蔵館 初出二〇〇三)
- ④⑯ 末木文美士「顕密体制論の検討(一)」(『鎌倉仏教形成論』一九九八 法蔵館 初出一九九六)
- ④⑰ 近年の顕密仏教論・顕密体制論に対する批判とそれに伴う議論については、前掲註④⑮著書、末木前掲著書に詳しい。
- ④⑱ 平雅行「浄土教研究の課題」(『前掲註②』著書 初出一九八八)、亀山純生「法然浄土教の歴史的意義と課題」(『中世民衆思想と法然浄土教』大月書店 二〇〇三)
- ④⑲ 平雅行「専修念仏の歴史的意義」(前掲註②著書 初出一九八〇)
- ④⑳ 佐藤弘夫「法然と法然」(『日本中世の国家と宗教』吉川弘文館 一九八七)
- ④㉑ 佐藤弘夫「法然門下の教学」(前掲著書)
- ④㉒ 盛衰記のみ、重衡受戒記事で〈法然〉に本願を説かせるのは、ある意味「確信犯」とも言えようか。重衡と同様に史実とは認めがたい維盛との対面場面を独自に設定することも、救われたい悪人の救済を〈法然〉に託す意図からと考える。仏法破滅の悪人である重衡に対して、維

盛は愛執に迷う悪人の典型として捉えられたのであろう。とはいえ、盛衰記が《法然》の悪人救済にどれだけ期待していたかは疑わしい。本稿では重衡最期記事として別記文を取り上げたが、重衡最期本文記事における重衡は、救済されたとは認めがたい。維盛も、本文記事では入水後に「往生ノ奇瑞」（巻第四十「中将入道入水」）が描かれ、その救済が示唆されるが、直後の別記文には生存説が並記されている。

⑤③ 法然伝諸本の展開については、田村圓澄『法然上人伝の研究』（法蔵館 一九五六）、三田全信『成立史的法然上人諸伝の研究』（光念寺出版部 一九六六）参照。

⑤④ 山田昭全前掲註①論文

⑤⑤ 重衡遺品伝承については、前掲註②拙稿「源平盛衰記の重衡」参照。

〔使用本文〕

延慶本（延慶本全注釈）、長門本（麻原・小井土・佐藤編 勉誠出版）、覚一本（旧大系）、源平盛衰記（中世の文学 三弥井書店）、源平盛衰記巻第四十五（慶長古活字版）、法然伝九卷伝『法然上人伝記』（法然上人伝全集）、法然伝四十八卷伝『法然上人行状絵図』（法然上人伝全集）

\*本文には適宜、濁点・句読点を付し、訓読するなどの措置をした場合がある。